

競審委 2019-001

2019年4月23日

日本ライフセービング協会

競技運営・審判委員会

キャップ登録に関する暫定措置について

2019年度設立の公益財団法人日本ライフセービング協会（新 JLA）に於いて、競技用キャップに関する規程がまだ整備されておられません。よって、ライフセービングスポーツにおけるキャップ登録について、暫定的に下記の通り運用することをお知らせします。

記

■キャップ登録に関する規程

新 JLA におけるキャップ登録について、以下の通りとします。

① キャップ申請及びキャップ登録について（新規作成または変更する場合）

一般財団法人日本ライフセービング協会（旧 JLA）の「キャップ登録に関する規程（2018年3月15日施行）」に基づき、申請及び登録を認めます。

② 登録済みのキャップについて

旧 JLA 時代に登録済みのキャップは、特に再申請／再登録を要することなく、引き続き使用可能とします。但し、デザインを変更する場合は、上記①の手順に準じます。

以上の措置を行う期間は、新 JLA 設立日に遡った 2019年4月1日から、新 JLA のキャップに関する規程が施行開始されるまでとします。

■参考

新 JLA の規程及び最新のライフセービング競技規則に準拠した新 JLA のキャップに関する規程を施行予定です。その際、現在登録されているキャップを引き続き使用するか否かをお尋ねする場合があります。これは、既に登録されているものの、実際には長く使用されていない（未出場が続いている団体の）キャップが多く見られることから、新 JLA 設立を機に整理を行う為です。

詳細は、新規程が整い次第、追って通知いたします。

以上。

■履歴

2019年4月23日 公開